

か 監 査 第 1 5 号

令和6年3月18日

かすみがうら市議会議長

小座野 定信 殿

かすみがうら市 監査委員 都 賀 重 信

茅 場 武 史

岡 崎 勉

地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく

監査委員の意見について

令和6年3月12日付、か議第35号で意見を求められた、議案第8号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の地方自治法の一部改正による、かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、適当なものと認めます。